

安芸太田町告示第54号

安芸太田町原油価格等高騰対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年10月2日

安芸太田町長 橋本 博明

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響の長期化に加え、原油価格等の高騰による経費負担が増大する中、事業継続に取り組む町内中小企業者等を応援するため、予算の範囲内において安芸太田町原油価格等高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、安芸太田町補助金等交付規則（平成16年規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に該当する個人事業者又は法人をいう。

(2) 町内中小企業者等 町内に店舗、事務所又は工場等（以下「町内店舗等」という。）を有する中小企業者、収益事業を行う法人及び組合等をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 次の各号を満たす者を補助金の交付対象者とする。

(1) 町内中小企業者等のうち、別表において交付対象者とする者

(2) 補助対象経費が9万円以上である者

(3) 令和7年3月31日まで事業を継続する意思のある者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものでない者

(6) 安芸太田町税が課税され、その滞納がない者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、町内店舗等に属する事業用経費で、次の各号に掲げるものとする。

(1) 電気料金

(2) 燃料代（ガソリン、軽油、灯油、混合油、プロパンガス又は重油等の燃焼を目的とする石油製品に限る。）

2 補助対象経費に係る補助対象期間は、令和4年10月1日から令和5年3月31日までとする。

3 前各項の規定に関わらず、次の経費は補助対象経費としない。

(1) 補助対象期間外に使用した電気料金又は購入した燃料代

(2) 町内店舗等に属する事業用経費に該当しない経費

- (3) 指定管理施設、介護サービス施設、障害福祉サービス施設、保育施設に属する経費
- (4) 家事関連費に該当する経費
- (5) 他の補助金等を充てる経費
- (6) 消費税課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者を除く。）の消費税相当額
- (7) 支払内容（支払金額、使用時期、支払時期又は油種等）が確認できない経費
- (8) その他町長が補助対象経費として認めないもの
（補助率及び補助金の額）

第5条 各補助対象経費の補助率は、次の各号のとおりとする。

- (1) 電気料金 25/125
- (2) 燃料代 20/120

2 補助金の額は、各補助対象経費に補助率を乗じ、これらを合算した額から千円未満の額を切り捨てた額を交付するものとする。ただし、1事業者につき50万円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第6条 申請者は、交付申請書（様式第1号）のほか、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費内訳書（様式第2号）
- (2) 補助対象経費の領収書等の写し
- (3) 安芸太田町税の完納証明書
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の申請書類の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の交付決定に際し、条件を付することができる。

3 町長は、第1項の審査において、適当と認められないときは、補助金の不交付を決定し、不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条第1項の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付請求書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の補助金の交付請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消及び返還命令）

第9条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとし、交付決定を取消した場合は、交付決定取消通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

- (1) 第3条に定める要件を満たさないことが明らかになった場合
- (2) 申請内容に虚偽があった場合
- (3) 第7条第2項の条件に違反した場合
- (4) その他の不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、返還命令書（様式第7号）により、補助事業者に対し、

補助金の返還を命ずるものとする。

(報告及び検査)

第10条 町長は、適切な実施状況を確認するため、補助事業者に対し、必要な報告や資料の提出を求め、又は立入検査を行うことができる。

2 補助事業者は、補助金に係る証拠書類を整備し、これらの書類を町の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年10月2日から施行する。

別表

交付対象者	交付対象者とししない者
<p>1 中小企業者（旅客運送事業者を除く。）</p> <p>2 収益事業を行う一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人</p> <p>3 営利活動を行う組合等（農事組合法人、漁業組合、森林組合、企業組合、協業組合、生産組合）※ただし農業協同組合は除く</p> <p>4 その他町長が交付対象者として認める者</p>	<p>1 中小企業者のうち、旅客運送事業者</p> <p>2 収益事業を行っていない一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人</p> <p>3 営利活動を行っていない組合等（農事組合法人、漁業組合、森林組合、企業組合、協業組合、生産組合）</p> <p>4 農業協同組合</p> <p>5 社会福祉法人</p> <p>6 医療法人及び個人開業医</p> <p>7 学校法人</p> <p>8 政治団体</p> <p>9 宗教法人</p> <p>10 その他町長が交付対象者として認めない者</p>